



発行所 大阪府農業会議 大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階 電話 直通 06(6941)2701~2 http://www.agri-osaka.or.jp 発行人 中谷 清

農委新体制移行結果

女性委員倍増60人に

委員総数は13・5%減少

7月20日を中心に全国1705農業委員会の約6割が改正農委法に基づく新体制に移行した。府内では42農委のうち37農委が移行。昨年と合わせて農業委員624人(うち女性57人)、農地利用最適化推進委員(以下推進委員)133人(うち女性3人)、計757人の体制となった。

7月に新体制へ移行した37農委のみの体制は、農業委員が493人。うち推進委員を委嘱するのは19農委で、122人となった。推進委員については初総会で会長選出後に委嘱。

農業委員数が875人であった3年前の改選時と比較すると、全体で13・5%減少する結果となった。

人数が減りマンパワー不足が懸念される一方、農地の利用集積や担い手の確保・育成などの実績は強く求められるため、府みどり公社をはじめ関係機関・団体と農委系統組織が一丸と

なつて活動に取り組んでいかなければならない。

女性委員は倍増の60人

女性委員については全体で、農業委員57人、推進委員3人の計60人で、3年前の30人から倍増した。女性農業委員が1人もいない農委は23農委から4農委に減少している。

女性農業委員の登用については、農委法第8条第7項で委員の任命にあたっては性別に著しい偏りが生じないように配慮することが義務づけられている。また、第4次男女共同参画基本計

画において、平成32年度に女性委員が登用されていない組織数ゼロ、農業委員に占める女性の割合30%(早期に10%)が成果

府内農業委員会の体制について

H29.8.1時点

Table with columns for City Name, Agricultural Committee (定数, Male, Female), and Promotion Committee (定数, Male, Female). Lists 42 municipalities and a total row.

*松原市(29年10月移行、移行後の定数は農業委員14人)、岬町(30年6月移行)の定数は選挙委員定数を示している。

目標に掲げられており、組織として登用促進に取り組んでいるところである。

(田村)

年金のお受け取りはJAで



主な記事

- 固定資産税軽減 継続を要望... 2面
第1回業務推進検討会 農の雇用事業生産 緑地制度で研修... 4面

風速計

夏休み真っ只中、うだるような暑さが続いている。気になるのが子どもや高齢者の熱中症対策だ。炎天下での農作業を長く続けることは禁物。また、小さな子どもの場合、汗をかく機能が十分に発達していないため、体が熱がこもりやすくなるという。近年、地球温暖化や大都市のヒートアイランド現象による危険性を指摘する声も少なくない。気温30度程度の状況で、地面のアスファルトは50度以上に上昇することもあるらしい。農水省が実施した水田の有する気候緩和機能にかかる調査によると、水田地帯は市街地に比べて3・5〜6・4度低くなったという事例も報告されている。◆昨日、府内でも多くの農業委員会が新体制に移行した。「大阪型農地利用の最適化」を進め、学習の場の提供やヒートアイランド現象の緩和を含めた都市農業の多様な機能発揮がぜひとも必要だ。

(北川)

固定資産税軽減継続を要望

生緑指定30年経過で

農林関係税制改正要望

大阪府農業会議は7月18日開催の第16回常設審議委員会で、平成30年度農林関係税制改正要望事項を決定。全国農業会議所へ提出した。

要望事項は全部で7項目。都市農業振興基本法に基づく新たな都市農地保全策については、相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地の貸付を認め、引き続き納税猶予が適用される制度の構築を求めた。

また、指定から30年を経過し

た生産緑地について、固定資産

税の軽減を継続するとともに、固定資産税軽減の裏負担として措置されている地方財政措置が継続されるよう求めた。

今後、全国農業会議所では要望事項をとりまとめ、都道府県

「把握」「ほぼ把握」で100%

納税猶予アンケート調査

答があり、概要は次のとおりとなっている。

税務署から利用状況照会があった案件の確認方法(複数回答)については、最も多いのが「個別の現地確認」(40件)、次いで「農地台帳・納税猶予地整理台帳で確認」(13件)、「地区

納税猶予適用事案の適正管理へ

国税局との情報交換会

なった。

近畿府県農業会議は6月30日、大阪市内で大阪国税局と相続税等納税猶予関連情報交換会を開き、納税猶予適用事案の適正管理に向け意見を交換した。

近畿管内の農地等相続税納

税猶予管理件数と税額は、昨年6月末の1万6573件、5450億円。26年7月から27年6月の1年間の発生件数は、413件76億円となった。税額確定件数は237件、13億円と

また、国税局は管内の納税猶予を受けた全ての農地等を担保した事案(全部担保事案)について、本年も7月以降に利用状況等の照会を実施。

本年の対象は贈与税が、昭和51・54・57・60・63・平成3・6年分の全部担保事案。相続税は、平成12・15年に相続の開始があった全部担保事案となつて

国税局からは、①適格者証明

発行に際して現地確認の徹底、

②農地等の異動事実の通知書を遅滞なく提出すること、③発行

した適格者証明書の控えの保存と農地等整理台帳の整理、④特

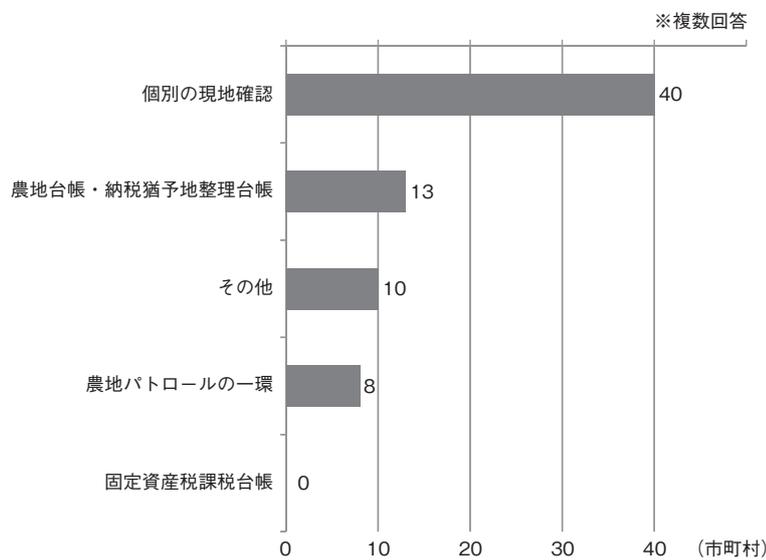
例農地等の利用状況照会等で税務署から協力依頼があった場合

の対応、の4点について、農業委員会への要望があった。

近畿府県農業会議からは、特例適用農地への農地パトロールの実施状況や農委の対象者リストの管理状態等について報告した。

(沼田)

利用状況の確認方法



農業会議会長会議等において組織要望を決定。12月上旬が想定される平成30年度税制改正大綱決定までの間、政府・国会に対する要請活動を実施する予定となっている。

(北川)

と「ほぼ把握できている」を合わせると100%となっている。23年度の税務署提供の納税猶予対象者(10月時点の住所、氏名、適用年)の保存状況については、35市町村が「保存している」と回答。残りの市町は、交付がない(有無の確認が取れない場合含む)等と回答したが、いずれも適用農地の把握は行っていないとした。

(沼田)

府、利用意向調査後の対応で通知

機構と農委、中間管理事業推進へ

ら農地中間管理機構 (府みどり)

大阪府農政室はこのほど、遊休農地における利用意向調査後の対応について、各市町村農業委員会と大阪府みどり公社あてに通知を発送した。

農水省通知「農地法の運用について」に基づく農業委員会から農地中間管理事業の推進につなげる。通知のポイントは、定められた遊休農地のチェック項目に基

づいて農委が調査し、その結果を機構に情報提供することとした。具体的には、耕作できる状況に復元することの難易度を確認するほか、接道や農業用水の確保などの状況を調査する。こうした情報提供によって、機構が農地中間管理権を設定するか否かの判断をしやすくする。また、機構が中間管理権を取

得しないと見込まれる場合を除き、農委は当該農地の写真と位置図を添付して情報提供することとで、中間管理事業の推進につなげる。機構側も農委から情報提供された農地について、中間管理権を取得する基準に適合するかどうかを判断し、速やかに農委に通知する。(北川)

水田協議会部会

大阪府水田農業推進協議会米政策改革推進部会が6月15日、J A大阪センタービルで開かれた。

深井部会長(J A大阪中央会食と農・環境対策部長)のあいさつの後、平成28年度経営所得安定対策の実施状況や29年度の同対策の概要について報告された。

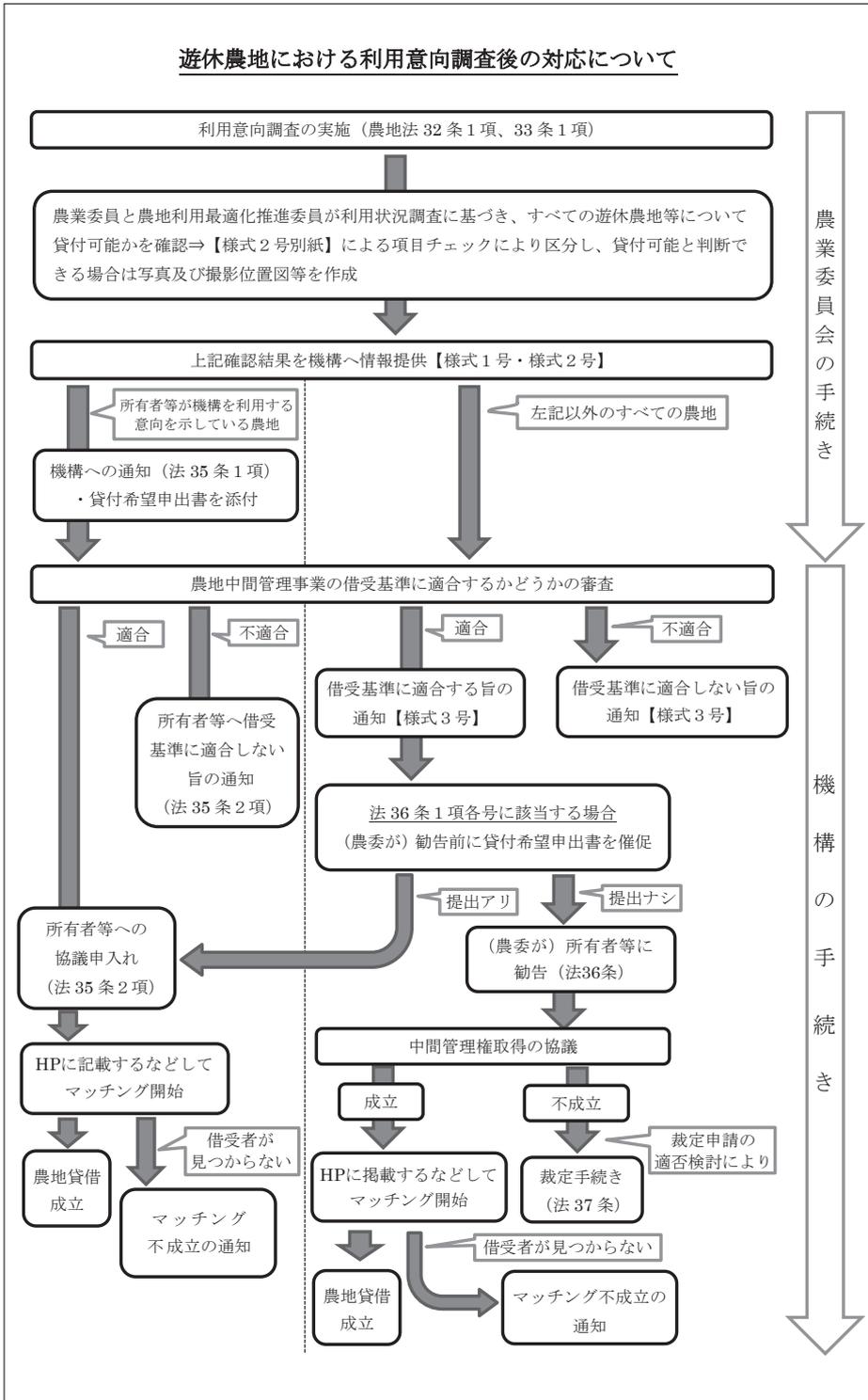
協議事項では、28年度事業報告・収支決算、29年度事業計画・収支予算などについて協議が行われた。

これらの他、近畿農政局大阪支局から平成30年産に向けた需要に応じた生産の推進について説明。30年産以降、行政による生産数量目標の配分はなくなるものの、都道府県、市町村が参画した再生協議会は存続し、国は各産地の作付動向や産地銘柄の需要実績等の情報提供を実施することとしている。

総会で事業計画など承認

大阪府水田農業推進協議会(会長・山本貞徳J A大阪中央会専務理事)は7月20日、総会(書面議決)を開き、平成29年度事業計画収支予算など3議案を承認した。(北川)

遊休農地における利用意向調査後の対応について



農業委員会の手続き

機構の手続き

業務の課題等について意見交換

第1回業務推進検討会

大阪府農業委員会職員協議会（会長・碓本柏原市農委事務局長）は7月10日、大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで平成29年度第1回農地法等業務推進検討会を開いた。

検討会ではまず、女性農業委員の登用及び中立委員の役割に関して情報交換した。

女性委員については府内で1割弱に増加したものの、平成32年度に3割達成の目標には未だ遠く及ばない。各農委の状況を確認すると、若干増加の余地はあるものの、現状で3年後に3倍という数字は非現実的であり、登用促進に向けた雰囲気醸成が課題である。

中立委員については、農外の目線や考え方をどのように農地利用の最適化に活かすかが課題となっている。箕面市農委では内部に新たな委員会を立ち上げた。

続いて府農政室整備課農地調整グループの板原総括が情報提供。農地転用許可制度に関して、集団農地の分断要因や営農型太陽光発電設備の一時転用の更新事例等を説明したほか、農

地利用最適化交付金の活用について周知した。

相談事例についての意見・情報交換では、営農計画書の実現

農の雇用事業

生緑制度で研修

大阪府農業会議は6月29日、JAバンク大阪信連事務センターで「農の雇用事業及び生産緑地制度の改正に係る研修会」を開いた。市町村農業委員会、府内JA担当者など約50人が出席した。

農委との密接な連携を要請

第1部では、農業会議から雇用型経営を支援する「農の雇用事業」の府内での取組状況と進め方について説明した。

まず、昨年4月の農委法の改正に伴って、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止、新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」が農委の必須業務となったことを説明した。

その後、農業会議が窓口となつて取り組む「農の雇用事業」の事業内容と府内での取組状況に

性、集団農地の分断要因、登記官からの地目照会、農地の認定について意見交換した。

箕面市農委では新たな内部委

箕面市農業委員会では平成21年の農地法改正後に「箕面市遊休農地解消対策委員会」を設

ついて紹介し、農委及びJA担当者と情報を共有した。

農業会議では、本事業を活用している農業法人等への現地確認を日々行っている。府内農業委員会ネットワーク組織が、「かけがえのない農地と担い手を守り、活かす『大阪農業リフレッシュ運動』に基づき、「大阪型農地利用の最適化」を進めるためにも、こうした現地確認に同行するなどして連携を深め、担い手の確保・育成に取り組みることが重要である、と参加した職員に対して説明した。

生産緑地等を巡る情勢を説明

第2部では、全国農業会議所の阿久津農政担当部長が、生産緑地制度の改正等について説明した。冒頭で都市農業・農地を巡る情勢について、都市農業振興基本法に基づく基本計画の策定を受け、都市農地を守る新たな税

置。指導対象農地約14分のうち98%を解消してきたが、一般の制度改正及び新体制への移行を契機として7月6日、「箕面市農地利用最適化推進委員会」に改組した。

委員構成は中立委員及びJA推薦委員ら6人。日常的なパト

制措置の創設が検討されている背景を説明。その後、今年4月に成立した「都市緑地法等の一部を改正する法律」の改正の概要を解説した。

市町村の条例制定による面積要件の緩和、生産緑地内で設置可能な施設の追加、指定から30年が経過した生産緑地の買取り申出の開始時期を10年延長する「特定生産緑地制度」の創設、良好な居住環境と営農環境を形成するために開発規制を設ける「田園居住地域」等について説明した。

また、秋の臨時国会への法案提出に向けて検討が進められている生産緑地が貸借された場合の相続税納税猶予の継続適用について解説。生産緑地を貸借した場合の相続税納税猶予は、終身営農を原則とするが、20年の営農継続が要件となっているケースは、自作を継続する場合に限り、現行制度を維持するよ

ロール・相談活動とあわせて、とりわけ解決困難な農地と人の問題を、複眼的・総合的に審議し、解決に向けて推進するため、農地等の利用最適化推進を審議・方針決定する内部機関として位置づけた。

(田村)

う要望が必要、など今後の検討方向を説明した。

農委に対しては、指定後30年を迎える生産緑地の所有者に対しての「特定生産緑地制度」の周知徹底、生産緑地での施設設置については納税猶予適用農地では猶予期限が確定する旨の注意喚起などを求めた。今後、特定市以外の町村における生産緑地制度導入に向けた取り組みや、新たな都市農業振興施策の実現が課題となっている。(沼田)



生産緑地をめぐる情勢について説明

制度の正しい理解が必要

泉大津市農委

夫会長)は 5月30日、4班に分かれて市内全域の農地利用状況調査を実施した。農業

農地利用状況調査報告



地図と現況を照らし合わせる(泉大津市)

調査は穴師地区の我孫子・穴田・板原地域の調査に随行。農業委員4人、事務局1人が自転車で巡回した。同市は全域が市街化区域に指定されており、約8割の農地が生産緑地地区の指定を受けている。管理状態は比較的良好であり、同地区において遊休農地は確認

されなかった。各委員の常日頃の農地の見守り活動の成果が現れている。

巡回中、度々話題になったのは各農家の事情について。後継者がいる農家もあるが、多数は息子の代で続けてくれるか分からない。また、相続税が発生すれば納税猶予を受けるか、一部売却するか、転用するか等の選択も迫られ、今後、生産緑地制度や税制の改正も待ち受けている。

小林委員は、「農家それぞれの家の事情がある。どのような選択をするのか分からないが、農家のためにまずは制度を正しく理解してもらわねばならない」と話す。(田村)

個々の状況把握で適切な指導を

豊中市農委

豊中市農業委員会は、6月上旬〜7月中旬にかけて地区ごとに農地パトロールを実施した。6月16日は、上野東・熊野町・東泉丘・東豊中町の4地区を笹部農委会長代理(当時)、事務局職員2人で巡回した。豊中市は全域が市街化区域で、住宅の中に農地が点在し多く残っている。この日は全192筆を調査した。

「昨年より転用で筆数は減っているが、残っている農地は、耕作を頑張っているところが多い」と事務局職員らが話す通り、調査した農地の多くは適切に耕作されていた。また、都市部ということもあり、個人の趣味で農業をしたい人は多く、市民農園もいくつかあり適切に利用されているのが確認できた。

一方で、後継者がいない理由

での農地の転用は多く、これから担い手が不足してくること、また納税猶予対象農地もあり、遊休化の懸念があるため未然に防ぐこと、これらは大きな課題だという。

「農地所有者の高齢化と、それに伴う担い手不足は、今後の課題。遊休化を未然に防ぐため、個々の状況把握こそ委員会の出来る仕事なので、適切に指導をしていきたい」と笹部会長代理は語った。(中島)

毎月パトロールを実施

交野市農委



納税猶予適用農地は作付状況を確認(交野市)

昨年9月に新体制に移行した交野市農業委員会(家村要一会长)は現在、農業委員14人、農地利用最適化推進委員3人の体

制。農地パトロールについては、農業委員・推進委員合同で年3回、他の月は各推進委員が担当地区を月1回巡回し、利用状況を確認している。

6月22日〜30日は合同で実施し、6月30日は家村会長を含めた農業委員3

人、推進委員1人、事務局2人で私部地区を調査した。私部地区はほとんどが市街化区域で、農地は分散しているが、遊休農地は少ない。

当日課題となったのは進入路がない農地について。他人所有の隣地の転用によりこれまで通らせてもらっていた進入路が使えなくなると今後の耕作・管理が難しくなる。また、そのような問題を機に耕作意欲が削がれることも懸念される。

家村会長は、「遊休農地には様々な事情があるが、放置していい理由にはならない。所有者自身が問題意識を持って取り組むことが必要だ」と話した。(田村)



一筆一筆の持ち主を確認する様子(豊中市)

「農の雇用事業」研修レポート

岸和田市・山本農園

背中が語る研究熱心さ

今回レポートするのは、農の雇用事業平成28年度第5回募集で採択され、研修を実施している岸和田市の山本農園。80坪の農地で水ナスをはじめ、イチゴ、シユンギクなど季節の野菜を中心に多品目を栽培している。農園主の山本義隆さんは、農業経営の傍ら、JAの水ナス出荷組合の顧問も務め、地域の水ナス農家の指導や相談に乗るなど、地域農業を牽引する存在だ。

田中義和さんは、就農を志して脱サラし(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校で2年間の研修を受けた後、昨年4月に山本農園に就職した。多品目の生産を行う山本農園では、年間を通じて様々な作物の栽培技術を研修する。最初から作業をやって見せ、その後の状態も確認させるなど具体的なかつ丁寧な指導を行い、慣れたきた頃合いを見計らい、研修生

にも役割を少しずつ与えていく。田中さんについて、「真面目で几帳面な性格。まだ作業速度が遅いときもあるが、その分仕事を丁寧にやってくれている」と、信頼を置く。一方、田中さんも「40代で就農を迷っていたところ、後押しをしてくれたのは山本さん。いつも親身になって指導してくれる。ここでの研修で一人前になれるよう頑張りたい」と、感謝の気持ちを口にしている。水ナスの普及や後継者育成に取り組み一方で、地元であまり生産していないものを作りたい

と、メロン等の栽培も行っている山本さん。その研究熱心な後ろ姿を間近で見ている田中さんもまた農業への熱意を受け継ぐうとしている。(日浦)



田中さんが栽培するメロンハウスで。左が山本さん、右が田中さん。

消費者と顔の見えるお付き合い

法人協会会員紹介③

門真市・(株)門真れんこん屋

(株)門真れんこん屋代表取締役の中西正憲さんは、門真市で4代続くレンコン農家。生産部門の「中西農園」で、40坪の農地で門真レンコンをはじめクワイ、伝統野菜などを生産し、加工部門(飲食店)の

「門真れんこん屋」で、レンコンの佃煮・パウダー等を生産する。都市農業の特徴を活かして

中西さんは、地域住民に門真レンコンや新鮮野菜を直接販売するほか、また、平成21年に門真レンコンを使用したレンコン料理の専門店「門真れんこん屋」を開店し、江戸時代から伝わる「蓮根餅(はすねもち)」などレンコン料理23種類を提供。また、地域の若手農業者への



地域の伝統文化を普及 門真には、江戸時代に門真から奈良へレンコンを売りに行っていたという伝承がある。これにちなんで中西さんは、奈良市の「春日大社若宮おん祭」に神饌(しんせん・注)用のレンコンを奉納する「蓮根奉納行列」を平成18年12月に140年ぶりに復活させた。古式装束の有志約20人が御用提灯を先頭に若宮神社まで練り歩き、門真に自生している地蓮を毎年奉納している。このような取り組みを通じて、門真レンコンにまつわる伝統文化を人々に伝えている。(注)神饌：神社や神棚に供える供物のこと。

月間農政ファイル

6・21～7・20

6・27 農水省は、平成27年度6次産業化総合調査結果を発表。農業生産関連事業による年間総販売金額は1兆9680億円(前年度比5.4%増)。うち大阪は、213億5600万円(同6%増)。

7・6 日EU首脳協議で、日EU経済連携協定交渉が大枠合意。米については関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。その他農産物では現行制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効措置の確保に至った。

7・7 農水省は、平成28年農作物価指数の調査の第1報を公表。28年農作物価指数(22年=100とした数値)は、米、野菜等の価格が上昇したことから、115.3(前年比7.2%増)となった。

7・13 農水省は、農業の安全性を定期的に評価する制度(再評価制度)を平成33年に創設する方針を表明。来年の通常国会にも農業取縮法の改正案を提出の予定。

第16回常設審議委員会

大阪府農業会議は7月18日、大阪市内・J Aバンク大阪信連事務センターで第16回常設審議委員会を開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴

新団体会員代表者紹介

◇府農協中央会から

西川喜清氏が就任

大阪府農業協同組合中央会か



西川喜清氏



寺下三郎氏



川端敏弘氏

取に回答する件(能勢町、和泉市、岬町、堺市、太子町、河内町、富田林市、松原市、大阪狭山市、八尾市、枚方市農業委員会会長)については、24件(5万190平方メートル)を許可や

ら、団体会員代表者として西川喜清氏の推薦があり、6月30日付けで就任した。

西川氏は現府農協中央会副会長、大阪中河内農業協同組合代表理事組合長。

◇J A全農大阪から

寺下三郎氏が就任

全国農業協同組合連合会大阪府本部から、団体会員代表者として寺下三郎氏の推薦があり、7月14日付けで就任した。

寺下氏は現J A全農大阪運営委員会副会長、堺市農業協同組合代表理事組合長。

◇府信用基金協から

川端敏弘氏が就任

大阪府農業信用基金協会から、団体会員代表者として川端敏弘氏の推薦があり、7月9日付けで就任した。

川端氏は現府信用基金協専務理事。

むを得ないと認める旨、回答すること議決した。

第2号議案の平成30年度農林関係税制改正要望事項決定の件を原案どおり承認した(詳細は2面)。また、第140回臨時総会の開催について報告した。

泉南地区連総会開く

泉南地区農業委員会連合会(会長・勝間富士男泉佐野市農委会長)は7月4日、泉佐野市内・エブノ泉の森ホールで総会を開催した。

【第1号議案】
回答の内容は次のとおり。

件数	面積(平方メートル)
第4条	5 3905
第5条	19 4万6285
合計	24 5万190

(農地区分別件数は、3種農地12件、2種農地12件)

農業会議からは鈴木専務理事兼事務局長が出席し、最近の農業情勢と農業委員会組織の課題について報告した。

また、来賓として北宅泉州農と緑の総合事務所長が出席した。

柏原市農委研修開く

柏原市農業委員会は7月20日、同市役所で総会を開き、会長に文能啓志氏を選んだほか、農地利用最適化推進委員を委嘱した。

その後、農業委員研修会を開いた。農業会議からは鈴木専務理事兼事務局長が出席し、最近の農業情勢と農業委員会組織の課題について報告した。

また、府みどり公社から森川サブマネージャーが出席し、農地中間管理事業の推進について説明した。

農地法解説③

農地改良で一時的転用許可は必要か

農地改良工事を行う場合、一時的ではあるが耕作の用に供さないため、農地法第4条または第5条の許可が必要である。さらに、一時的の場合、期間満了後に農地に復元することが条件となる。

一時転用の期限は原則として3年以内とされ、一時的な利用の目的達成に必要な最小限の期間となる。ただし、農振農用地区域外にある農地で、今後の工程計画などによ

り必要性が認められれば、3年を超える場合であっても、必要最小限の期間まで利用することができる。また、3000平方メートル以上の土砂の埋立て等の場合は、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の手続が必要となる。なお、3000平方メートル未満でも、各市町村が定める土砂埋立て等の条例・要綱等の手続が必要な場合もある。

(東野)

エコ農産物の消費拡大へ

レシピコンテスト開催

大阪府とJ A大阪中央会は7月19日、堺市の帝塚山学院大学内で第2回「大阪エコ農産物となにわ特産品等」を使ったレシピコンテストを開いた。共催は、J A全農大阪府本部、大阪採れたて農産物消費推進協議会で、J A堺市と同エコ農産物出荷部会が協力。

阪エコ農産物認証制度の改正に際してのPRイベントとして

開かれた第1回に続いての実施。今回は夏野菜を中心に、「子どもがもりもりと食べられる」をテーマとして、レシピを募った。当日は、同大学の人間科学部食物栄養学科の1年生が考案したナス、キュウリ、トマト、オクラ、タマネギ、ミツバのいずれかを使用するレシピ58点のうち、勝ち残った24点の最終審査

が行われた。

審査の結果、「ピザ風トマトコロッケ」(大阪府農業協同組合中央会会長賞)を含む計11点が表彰された。いずれも野菜を多く使用しながら、子どもが食べやすいように味や外観に工夫を凝らした点などが評価された。コンテスト終了後、最終審査に残った全レシピについて、府ホームページで公表される予定。府農政室の野山推進課長は、「軟弱野菜のレシピが考案され

た第1回と併せて、今回で年間を通じた旬の野菜のレシピが



受賞作品の考案者11人とともに審査委員

揃った。安全・安心な大阪エコ農産物をはじめ、大阪産農産物の消費拡大に繋がることを期待したい」と話す。(沼田)

お知らせ

第140回臨時総会

◇日時 8月18日(金) 午後2時30分

◇場所 大阪市内「シテイプラザ 大阪2階「燦」

◇議案(予定)

理事補充選任の件

小売業が大きく変わりました。経営数値はもちろんです。取巻く環境の変化を考えて見ても小売業は転換期を迎えているのです。対応力を高めなければ乗り切れな

いでしょう。これまでの日本社会は、均質的でしたが、非均質社会に向けて大きく舵を切っているからです。生活の価値観が変わり、人口構造が変化し、地域による違いが生まれてきています。

協働することで 課題解決力を高める



コーネル大学RMPジャパン プログラムディレクター 大塚 明

これまでの日本社会は、均質的でしたが、非均質社会に向けて大きく舵を切っているからです。生活の価値観が変わり、人口構造が変化し、地域による違いが生まれてきています。

ば、独自性(差異)であり、その店ならではの商品や売り方があるかという事になります。歴史的にも商人たちは、この差異を作り出す事で成長してきました。古代から16世紀にかけては、地域差を埋めることで儲

け、中世には貨幣価値の差を利用するものでした。そして、資本主義経済の下で花開いたのは分業によるもので、特定のビジネスに専門化することでのそ

れでした。さらに、Eコマ

し、学習や社交の場の面の二つがあります。生活者との親密な距離感、コミュニティへの貢献を含めて、どれだけお客さまに物理的にも心理的にも近づく商売が出来るかがポイントになります。そのエリア独特のモノ

の追求が始まり、「作り手」や「市場・卸」との長期的な関係づくりを知恵を絞ることが必要になって来ました。小売業の業績の違いは、これの取組み度合いの違いとも言えます。各企業

の一番の強化は、青果部門です。青果部門を強化し、集客や競合との差別化、地域密着、健康志向への対応、ライフスタイルの提案に結び付けるための競争が始まったのです。「食」の特徴である安全性や

とるのが経営の柱になるはずです。流通業界には膨大なマリ・ムダ・ムラがあります。業界の枠を超え、生産と流通の新しい取組の中から新たな改革を始め創発の場を展開しなくてはならないことを痛感します。

◇筆者の紹介(おおつか あきら)

イトーヨーカ堂、ヤオコを経て、日本スーパーマーケット協会専務理事、中央大学大学院客員教授などを歴任。全国の農業生産者を回り、生活者の変化に対応できる商品提供方法などのアドバイス活動を展開中。